

静岡県立大学短期大学部研究紀要に関する細則

平成 21 年 7 月 1 日 細則第 40 号

改正 平成 23 年 1 月 11 日

平成 26 年 1 月 29 日

平成 29 年 7 月 20 日

令和 5 年 1 月 19 日

令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本学における学術研究（調査などを含む。）の成果を発表するために、静岡県立大学短期大学部研究紀要（以下「紀要」という。）を刊行する。

(研究成果)

第 2 条 紀要に掲載する研究成果は、次の各号に掲げる区分による。

(1) 原著論文

主題について科学的方法論と考察により論を展開する独創的な学術論文

(2) 報告

保健・医療・福祉・教育に関する実践、活動内容が社会的に、又は行政・政策上に意義があると判断される論文

(3) 資料

保健・医療・福祉・教育にかかわる有用な統計資料等に説明を加えたものであり、考察を加えることのできない生データ

(4) その他短期大学部図書館・紀要委員会（以下「委員会」という。）が掲載の必要を認めたもの

2 前項の区分は、委員会が最終的に決定するものとする。

(投稿者の資格)

第 3 条 紀要に研究成果を発表する資格を有する者は、次の者とする。ただし、本学専任教員との共同執筆の場合はこの限りではない。

(1) 本学の専任教員

(2) その他委員会で認められた者

(投稿)

第 4 条 投稿は、別に定める要領に従って作成されたファイルを、委員会に電子メールにより送信して行うものとする。

(査読及び採択)

第 5 条 掲載の採択は、委員会が依頼した査読者による覆面審査を経て、委員会が決定する。

2 委員会は、投稿者に研究成果の加除修正を求めることができる。

(刊行)

第6条 紀要の刊行は、次のとおり行うものとする。

(1) 刊行は、電子的に公開する方法により行う。

(2) 研究成果は、当年度の12月末日までに委員会が採択したものについて、採択の決定順に掲載する。

(削除)

第7条 研究成果の公開を継続しがたい事由が生じたときは、委員会は当該研究成果を削除し、又は他の機関に対し当該研究成果の削除を請求することができる。

(研究倫理)

第8条 研究成果は、次のとおり研究倫理に配慮したものでなければならない。

(1) 人及び動物が対象である研究については、倫理審査を受審しその承認を得て、承認を受けた研究倫理審査委員会のすべての正式名称及び承認番号並びに同意取得等の手続を本文中に記載する。

(2) 投稿の内容は、他の出版物（国内外を問わず）に既に発表又は投稿されていないものとし、重複して投稿することを禁止する。電子的に全文公開されている内容（機関リポジトリにおける学位論文の全文公開を含む。）は、既に発表されたものとみなす。

(3) この細則に基づき投稿されるすべての研究成果が、利益相反（Conflict of Interest : COI）の申告の対象となる。筆頭著者は、著者全員の申告について責任を負うものとし、著者全員のCOI状態を個別に取りまとめて、開示しなければならない。COIの状態は、研究成果の末尾に記載するものとし、COI状態がない場合には末尾に「本論文に関する著者の利益相反はない」等の文言を記載するものとする。

(著作権)

第9条 掲載される研究成果の著作権は、委員会に帰属する。

2 著者が研究成果を他の著作に転載しようとする場合は、事前に委員会の許諾を得なければならない。

3 研究成果に第三者の著作物が含まれている場合は、著者が事前にその著作権に係る処理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年7月1日から施行する。

(静岡県立大学短期大学部研究紀要規程に関する細則の廃止)

2 静岡県立大学短期大学部研究紀要規程に関する細則(平成19年4月1日 細則第53号)は、廃止する。

(原稿の受理の特例)

3 第6条第4号の規定にかかわらず、令和4年度については、令和5年3月末までの受理原稿を当年度号とする。

4 令和5年4月1日以降、当分の間、原稿の受理を休止する。

5 令和6年7月1日以降、原稿の受付を再開する。

附 則

この細則は、平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。